

# 労働契約法の 無期転換ルールへの対応

～労使紛争防止のために～



**日時** 平成30年**3月26日**(月) 13:15～受付  
13:30～15:50 セミナー・グループコンサルティング

**会場** TKPガーデンシティ仙台 ホール21B  
仙台市青葉区中央1-3-1 AER21階 仙台駅西口すぐ

**定員** **20名**(1社1名まで) **対象** 経営者、労務・人事担当者など、どなたでも参加いただけます。  
\*先着順となります。 \*途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

**お申込み方法** セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、  
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。  
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

申込み締切  
3月23日(金)  
11:00まで

**参加  
無料**

## セミナー概要

労働契約法が改正され、2013年4月以降に開始した有期労働契約が更新されて、通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できるルール(無期転換ルール)が施行されました。無期転換の申込みの本格化が見込まれる2018年4月の直前の今、制度の概要や労働者から無期転換の申込みがあった場合の対応、労使紛争を未然に防ぐポイントについて、弁護士が、想定される紛争事例などを紹介しながら解説いたします。

13:30～14:50  
セミナー(80分)

### 労働契約法の無期転換ルールの対応

**講師** 萩生田 和徳 弁護士 仙台市雇用労働相談センター相談員  
(弁護士法人浅野・松尾協同法律事務所)

14:50～15:50

### グループコンサルティング(60分)

数名の参加者に弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等を通じて理解を深めます。

**主催** 仙台市雇用労働相談センター

**FAX**でのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(3月26日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働  
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内  
**TEL 070-3811-9119/070-3811-9120** (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail [info@sendai-elcc.jp](mailto:info@sendai-elcc.jp)

ホームページ <http://sendai-elcc.jp/>

ELCC

検索

営業時間 / 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く